

# みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第642号）

2023年1月5日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

## ～当局政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

### ■ 注目トピックス

#### 国家発展改革委員会など、グリーンイノベーションシステムの整備に向けた実施方案を公表

国家発展改革委員会は2022年12月28日、科学技術部と連名で『市場主導のグリーンテクノロジー・イノベーションシステムの更なる整備に向けた実施方案(2023～2025年)』を公表しました。同方案は『グリーン・低炭素循環型経済発展体系の構築・整備の加速に関する国务院の指導意見』及び『科学技術による炭素排出ピークアウトとカーボンニュートラルへのサポートの実施方案』の方針に沿うものであり、市場原理に基づき省エネ・低炭素化技術の研究開発と普及の加速を目指すとしています。

### ■ 直近の重要政策

#### 財政政策

- ✓ 2023年の関税調整方案に関する国务院関税税則委員会の公告  
(財政部、22/12/29)

#### 産業政策

- ✓ 『特殊設備の安全と省エネ事業の発展に向けた第14次五カ年計画』の公表に関する国家市場監督管理総局の通知  
(国家市場監督管理総局、22/12/26)

#### 最低賃金

- ✓ 中国各省・自治区・直轄市の月額最低賃金の推移  
(人力資源社会保障部など、23/1/1時点)



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

## ■ 注目トピックス

### 国家発展改革委員会など、グリーンイノベーションシステムの整備に向けた実施方案を公表

国家発展改革委員会は2022年12月28日、科学技術部と連名で『市場主導のグリーンテクノロジー・イノベーションシステムの更なる整備に向けた実施方案(2023~2025年)』<sup>1</sup>(以下、実施方案)を公表しました。実施方案は『グリーン・低炭素循環型経済発展体系の構築・整備の加速に関する国務院の指導意見』(国務院21年2月22日公表)及び『科学技術による炭素排出ピークアウトとカーボンニュートラルへのサポートの実施方案』(国家発展改革委員会など22年8月18日公表)<sup>2</sup>に基づき策定したものであり、グリーン・低炭素化技術のイノベーション(研究開発)強化と利用拡大に向けた25年までの目標と取り組みなどを明記しました。

25年までの目標について、実施方案は「市場主導のグリーンテクノロジー・イノベーションシステムの整備を更に進め、技術イノベーションによる低炭素化事業へのサポートを引き続き強化する。グリーンテクノロジーのイノベーションに取り組む優良企業を育成し、重要技術の研究開発に成果を上げる。健全な技術取引市場の構築により、グリーンテクノロジーの実用化を促す。技術評価や金融支援、人材育成、知財保護などの面でのサービスを強化する。国際連携の展開に一層注力する」としています。

実施方案はまた、グリーンテクノロジーのイノベーション力強化に加え、技術実用化の加速、技術評価システムの整備、金融・財政支援と人材育成、知財保護、国際連携の強化などの方面において重点任務を挙げています。主な内容については図表1の通りです。

### 【図表1】実施方案の主な内容

#### ①グリーンテクノロジーのイノベーション力強化

- 各地域・業界団体及び重点企業などに対し、共通技術をめぐる課題とニーズに関するアンケート調査を定期的実施し、省エネ・低炭素化や汚染対策、資源の節約と総合循環利用、生産工程の改良、生態系を活用したCO2吸収源の拡大、温室ガスの排出削減などを中心に、関連企業・団体によるグリーンテクノロジーのイノベーションを奨励する。
- 炭素排出ピークアウトとカーボンニュートラル、循環経済に向けた取り組みや、生態系保全・汚染対策などに関する技術開発に注力する。独自の知的財産権を有し、世界的な先進水準に達する中核技術を開発する。

#### ②イノベーション活動の活発化

- グリーンテクノロジーのイノベーションに取り組む企業を育成し、中小零細企業への支援を強化する。
- グリーンテクノロジーに関する資源共有システムの整備や、全国的な実験室、R&Dセンターなどの研究開発施設とのアクセスを強化する。
- イノベーションのモチベーションを高める。大学や研究所などの科学研究者による関連技術サービス業務の兼務を認める他、成果報酬などに関する奨励も強化する。

<sup>1</sup> 中国語原文は下記のURLよりダウンロードできます。

[https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202212/t20221228\\_1344205.html?code=&state=123](https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202212/t20221228_1344205.html?code=&state=123)

<sup>2</sup> その詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第624号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0677-XF-0105.pdf>

【図表1】実施方案の主な内容（続き）

### ③グリーンイノベーションにおける協働の強化

- 産学研と金融機関、仲介サービス業者の連携により、共通技術の研究開発と成果の実用化を促進する。グリーンイノベーションに特化したインキュベーターなどの公共サービスプラットフォームの構築を支援する。
- 金融機関とグリーンイノベーションの融合におけるグリーンテクノロジー融資協力センター（前身グリーンテクノロジーバンク）の役割を発揮する。技術の改良と普及におけるグリーンテクノロジー・イノベーション連盟の役割も発揮し、同連盟に対する評価を適時に展開する。

### ④技術実用化の加速

- 技術取引市場の構築を推進する。省エネ・低炭素化やクリーンエネルギー、資源の節約と総合循環利用、環境保護、生態系保全などの重点領域に照準を合わせ、先進的な技術を選出し、技術普及リストを策定し、グリーンテクノロジーの利用拡大を促す。
- 重要技術設備の初導入に向けた賠償責任保険の加入を試行する。国有企業及び政府・団体によるグリーン製品・設備の調達を奨励する。

### ⑤技術評価システムの整備

- エネルギーや工業、建築分野における低炭素化、生態系を活用したCO2吸収源の拡大、温室ガスの排出削減、汚染対策及び資源の節約と総合循環利用、生態系保全などの重点領域における共通技術標準の策定・改定に注力する。
- 企業・団体によるグリーンテクノロジー評価方法の策定・公表を推進する。リーダー企業や大学、研究所、試験・検査機関、認証機関などによる技術検証サービスプラットフォームの構築を支援する。

### ⑥金融・財政支援の強化

- エンジェル投資家やベンチャーキャピタル、PEファンドなどによるグリーンイノベーションや技術の実用化へのサポートを強化する。グリーンファイナンス・保険、グリーンボンド、グリーンファンドなども活用する。
- グリーンテクノロジー及び関連製品・設備の研究開発と利用を促進するため、環境保護や省エネ・節水、資源総合利用などに取り組む企業、技術成果の実用化に実績を上げた技術者に対する所得税の優遇税制を着実に実行する。

### ⑦人材育成の強化

- 大学や専門校、研究所などによるグリーンテクノロジー関連学科の設置を指導する。産学官連携で関連人材の育成に取り組む。
- 技術のサプライヤーと発注企業を結び付ける取引の斡旋者を育成する。報酬（株式報酬を含む）や人材評価などの面につき、企業・団体による斡旋者への奨励を強化する。

### ⑧知財保護の強化

- 知財関連サービス力の向上に力を入れ、特許や商標権の審査業務の効率化を図る。重点領域において知財関連データベースを構築し、知財情報の検索・分析と利用を便利にする。
- 知財侵害や悪意の商標出願、冒認出願などに対する取り締まりを強化する。

### ⑨国際連携の強化

- 海外先進技術とノウハウ、ビジネスモデルの取り入れを積極的に実施し、外資によるグリーンテクノロジー・ハイエンド設備の製造分野への投資を奨励する。
- グリーンテクノロジーと設備の輸出も支援する。関連技術の実用化と応用シーンの開発に取り組み、世界各国と共にグリーン・低炭素化事業の発展を推進する。

（実施方案に基づき、中国アドバイザー一部作成）

## ■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

### 財政政策

#### 2023年の関税調整方案に関する国務院関税税則委員会の公告

(原文: 国务院关税税则委员会关于2023年关税调整方案的公告)

税委会公告2022年第11号

財政部2022年12月29日公表、2023年1月1日実施

#### 【主要内容】

- 財政部は2023年1月1日から実施する輸出入関税の調整計画に関する国務院関税税則委員会の公告を公表した。最惠国税率（以下、MFN税率）よりも低い暫定税率（0~20%）を適用する輸入品目は、22年の954品目から1,020品目に増加した。
- 輸入関税が引き下げられた品目は、①医療関連：一部の抗がん剤原料、新型コロナウイルス治療薬原料、鎮痛薬（ゼロ関税）、義歯、血管ステント用材料、造影剤など、②消費財：乳児用食品、冷凍銀ダラ、カシューナッツ、コーヒーマシン、ジュース、ドライヤーなど、③製造関連：カリ肥料、未加工コバルト（ゼロ関税）、一部の木材と紙製品、ホウ酸、ニオブ酸リチウム、電子ペーパー、燃料電池用酸化イリジウム、風力発電装置用軸受など。
- 輸入関税の引き上げについて、栗、甘草及びその製品、大型タイヤ、サトウキビ収穫機などに対し、輸入暫定税率を廃止し、MFN税率の適用を再開する。
- 一方、アルミニウムとアルミニウム合金の輸出関税は引き上げられた。
- WTO加盟議定書の一部である情報技術認定（ITA）に基づき、2023年7月1日から情報技術製品62品目について、8回目のMFN税率引き下げを実施する。
- また、23年から地域的な包括的経済連携（RCEP）などの協定に基づき、29カ国・地域を原産とする一部の輸入品に協定税率を適用する。うち、一部のインドネシア製品に対し、RCEP協定税率の適用を開始する。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[http://qss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202212/t20221229\\_3861039.htm](http://qss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202212/t20221229_3861039.htm)

### 産業政策

#### 『特殊設備の安全と省エネ事業の発展に向けた第14次五カ年計画』の公表に関する国家市場監督管理総局の通知

(原文: 市场监管总局关于印发《特种设备安全与节能事业发展“十四五”规划》的通知)

国市監特設發〔2022〕100号

国家市場監督管理総局 2022年12月26日公表

#### 【主要内容】

- 国家市場監督管理総局はボイラーやパイプ、ボンベ、建設機械、エレベーターなどの特殊設備の安全運用と低炭素化に向けた第14次五カ年計画を公表した。
- 25年までの目標について、「特殊設備の事故による死亡率が0.06/万台以下に収める。特殊設備の省エネ性能が大幅に上昇する。産業用ボイラーにつき、炭素排出ピークアウトとカーボンニュートラルに向けた取り組みは大きな進展を遂げる。特殊設備の台数は年平均8%以上増加する。特殊設備の製造を手掛ける多国籍企業と国際的な影響力を有する試験・検査機関を育成する。特殊設備の産業クラスター10カ所以上を作り上げ、重点製品の輸出入総額の年平均伸び率を5%以上に押し上げる」と明記した。
- ボンベ、圧力容器、パイプ、エレベーター、クレーン、水素スタンドの設備などに対する点検を強化する。事故発生時の緊急対応能力の向上にも注力する。
- エレベーターやボンベ、圧力容器、フォークリフトを中心に、トレーサビリティシステムの整備に取り組む。

- 特殊設備の性能向上とグリーン化を促すため、中核材料や部品に対する研究開発、生産工程の改良などに力を入れる。ボイラーの低炭素化に向けた技術改良と設備更新を推進する。
- 特殊設備の安全・省エネ標準の整備を行う。圧力容器、パイプ、エレベーター、クレーン、大規模な遊戯機械の安全技術規範を策定・改定する。ボイラーの安全・省エネ技術規範の統合・改定も実施する。
- IoTやビッグデータ、ブロックチェーンなどの技術を活用し、特殊設備に関する情報の収集と保存、処理、分析、共有メカニズムを構築する。国と地方の特殊設備に関する情報の共有を推進する。全国的な特殊設備検査情報データベースを構築する。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/tzsbj/202212/t20221226\\_352413.html](https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/tzsbj/202212/t20221226_352413.html)

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

## ■ 中国各地の最低月額賃金

現時点の中国各省・自治区・直轄市の最低月額賃金につきましては、以下の図表の通りとなります。

【図表】中国各省・自治区・直轄市の月額最低賃金の推移

(単位：元)

	省市名	最新調整月	2023年	2022年	2021年	2020年	2019年
華北	北京	2021年8月	2,320	2,320	2,320	2,200	2,200
	天津	2021年7月	2,180	2,180	2,180	2,050	2,050
	河北	2023年1月	2,200	1,900	1,900	1,900	1,900
	山西	2021年10月	1,880	1,880	1,880	1,700	1,700
	内モンゴル	2021年12月	1,980	1,980	1,980	1,760	1,760
東北	黒龍江	2021年4月	1,860	1,860	1,860	1,680	1,680
	吉林	2021年12月	1,880	1,880	1,880	1,780	1,780
	遼寧	2021年11月	1,910	1,910	1,910	1,810	1,810
華東	上海	2021年7月	2,590	2,590	2,590	2,480	2,480
	江蘇	2021年8月	2,280	2,280	2,280	2,020	2,020
	(蘇州)	2021年8月	2,280	2,280	2,280	2,020	2,020
	浙江	2021年8月	2,280	2,280	2,280	2,010	2,010
	山東	2021年10月	2,100	2,100	2,100	1,910	1,910
	福建	2022年4月	2,030	2,030	1,800	1,800	1,700
華南	広東	2021年12月	2,300	2,300	2,300	2,100	2,100
	(深圳)	2021年12月	2,360	2,360	2,360	2,200	2,200
	広西	2020年3月	1,810	1,810	1,810	1,810	1,680
	海南	2021年12月	1,830	1,830	1,830	1,670	1,670
中部	河南	2022年1月	2,000	2,000	1,900	1,900	1,900
	安徽	2021年12月	1,650	1,650	1,650	1,550	1,550
	江西	2021年4月	1,850	1,850	1,850	1,680	1,680
	湖北	2021年9月	2,010	2,010	2,010	1,750	1,750
	湖南	2022年4月	1,930	1,930	1,700	1,700	1,700
西北	陝西	2021年5月	1,950	1,950	1,950	1,800	1,800
	甘肅	2021年9月	1,820	1,820	1,820	1,620	1,620
	寧夏	2021年9月	1,950	1,950	1,950	1,660	1,660
	青海	2020年1月	1,700	1,700	1,700	1,700	1,500
	新疆	2021年4月	1,900	1,900	1,900	1,820	1,820
西南	重慶	2022年4月	2,100	2,100	1,800	1,800	1,800
	四川	2022年4月	2,100	2,100	1,780	1,780	1,780
	貴州	2019年12月	1,790	1,790	1,790	1,790	1,790
	雲南	2023年1月	1,900	1,670	1,670	1,670	1,670
	チベット	2021年7月	1,850	1,850	1,850	1,650	1,650

※23年以外の金額は22年12月31日時点の基準額（人資源社会保障部などに基づき、中国アドバイザー一部作成）  
現時点金額の詳細については以下のリンクをご参照ください。

[http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/laodongguanxi/\\_fwyd/202301/t20230102\\_492654.html](http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/laodongguanxi/_fwyd/202301/t20230102_492654.html)

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : [uei.zhang@mizuho-cb.com](mailto:uei.zhang@mizuho-cb.com)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2023 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。